



KPMG 税理士法人

[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.88 – February 17, 2015

税務情報

東京都主税局一平成 27 年度固定資産税(償却資産)の申告における美術品等の取扱いを訂正

[KPMG Tax メールマガジン No.86](#) では、東京都主税局が平成 27 年度固定資産税(償却資産)の申告における美術品等の取扱いを公表した旨をお知らせしましたが、2 月 16 日、東京都主税局は、この取扱いの一部を訂正する『[減価償却資産となる 100 万円未満の美術品等の平成 27 年度固定資産税\(償却資産\)の申告について](#)』の訂正についてを公表しました。

訂正されたのは、12 月決算法人以外の法人が平成 26 年 12 月 31 日以前に取得した美術品等のうち、適用初年度(平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度)から減価償却資産に該当するものと判断したものの取扱いです。

【訂正前】

- 適用初年度から減価償却資産として取り扱う美術品等については、平成 27 年度固定資産税(償却資産)の申告対象となる。
- 平成 27 年度固定資産税(償却資産)の賦課期日(平成 27 年 1 月 1 日)現在、減価償却資産とするか未定であるため、平成 27 年度の申告をしなかった場合でも、適用初年度から減価償却資産に該当するものとした場合には、その美術品等は平成 27 年度に遡及して課税されることとなる。

【訂正後】

- 適用初年度から減価償却資産として取り扱う美術品等については、平成 28 年度固定資産税(償却資産)から申告対象となる。

12 月決算法人以外の法人で、平成 26 年 12 月 31 日以前に取得した美術品等(適用初年度より減価償却資産として取り扱う見込みのもの)を、訂正前の取扱いに従って、既に平成 27 年度固定資産(償却資産)の申告に含めている場合には、過申告となってしまいますので、申告書を提出した都税事務所まで連絡が必要です。

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.